

各民間保育所設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部
保育第1課長

公定価格における栄養管理加算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、公定価格における栄養管理加算については、令和2年度から拡充となり、その加算額及び実施上の留意事項については、国から通知がされているところですが、本市におけるその取扱いについて次のとおりとしますので、通知いたします。

1 栄養管理加算の要件と額の算定方法

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用[※]して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算するもの。

※栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となります。

(2) 加算額の算定方法

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)
とします。

ア 配置^{※1}：(定められた基本額+当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×加算率×100)÷各月初日の利用子ども数

イ 兼務^{※2}：(定められた基本額+当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×加算率×100)÷各月初日の利用子ども数

ウ 嘱託^{※3}：定められた基本額÷各月初日の利用子ども数

※1 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

※2 公定価格の基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

※3 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

2 本市における栄養士の配置等の形態の別の取扱いについて

定員	国の公定価格の基本分単価及び市加算運営費の調理員雇用費上必要となる調理員（栄養士）数※と条件 ※ 国 、 国 及び 市 の各マークは括弧内の任用により各 1 人工の配置を表すものとします。	本市における栄養士の配置等の形態の別の取扱い
40 人以下	国 （常勤又は常勤並み※） ※ただし、常勤並みとは 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する場合とします（以下同じ）。	(1) 上記 1 の (2) のアの配置に当たる場合とは、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれない栄養士が月 60 時間以上独立配置されている場合とします。
41 人～60 人	国 （常勤又は常勤並み） 国 （常勤、常勤並み又は常勤換算※） ※ただし、常勤換算が認められる期間は特例的取扱いが延長となっている間とします（以下同じ）。	(2) 上記 1 の (2) のイの兼務に当たる場合とは、上記 (1) に当たらない場合で、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれる栄養士が 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上配置されている場合とします。なお、定員 151 人以上の場合については、月 60 時間以上勤務する栄養士が含まれる場合とします。
61 人～150 人	国 （常勤又は常勤並み） 国 （常勤、常勤並み又は常勤換算※） 市 （常勤、常勤並み又は常勤換算※） ※ただし、常勤換算が認められるのは、いずれか 1 人に限るものとします。	(3) 上記 1 の (2) のウの嘱託に当たる場合とは、上記 (1) 及び (2) に当たらない場合で、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれるかに関わらず、栄養士を毎月嘱託等により配置している場合とします。
151 人～239 人	国 （常勤又は常勤並み） 国 （常勤又は常勤並み） 国 （非常勤月 60 時間以上） 市 （常勤又は常勤並み） 市 （常勤又は常勤並み）	(4) なお、国の公定価格の基本分単価上必要となる調理員（栄養士）数と条件を満たさない場合には、上記いずれの形態にも当てはまらず加算対象外とします。
240 人以上	国 （常勤又は常勤並み） 国 （常勤又は常勤並み） 国 （非常勤月 60 時間以上） 市 （常勤又は常勤並み） 市 （常勤又は常勤並み） 市 （常勤又は常勤並み）	

3 栄養管理加算の請求可能時期について

栄養管理加算の請求については、本市給付費支払システム及び請求ソフトの改修が完了し、12月からの請求が可能となりましたので、4月まで遡及し精算ください。

4 栄養管理加算認定申請書の取扱いについて

本市における栄養管理加算認定申請書の取扱いについては、多くの施設で月々の配置状況が異なることが予想されることから、栄養管理加算が各年度4月以降に初めて適用される月の請求までに別紙申請書を提出いただき、その後の状況におきましては、雇用状況報告や指導監督等を通じ本市で把握してまいります。

なお、令和2年度の申請については、4月以降に初めて適用される月の区分により、12月11日までに申請書の提出をお願いいたします。

(保育第1課)

電 話 044-200-2662

E-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp